

「女性に対する暴力をなくす運動」 期間 11月12日～25日



●「暴力」にあたる行為とは？

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴行のみを示すものではありません。人格を否定するような暴言や無視、外出の制限などの精神的暴行、生活費を渡さない、借りたお金を返さないといった経済的暴行、避妊に協力しないなどの性的暴行、こどもに暴力をふるう、こどもを取り上げると脅すなどのこどもを利用した暴力も当てはまります。

●被害を受けているかもと感じた場合は？

パートナーや恋人などから暴力を受けながらも、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分が我慢すればいい」と思い、心の傷に気づかず自分を責めていませんか。暴力は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

暴力の被害から抜け出し、自分自身やこどもを守るためにも、まずは身近な窓口相談してください。どこに相談したらいいかわからない場合は、内閣府の「DV相談+（プラス）」「DV相談ナビ」を利用してください。

●DV被害を発見した場合は？

DV被害を発見した場合は、配偶者暴力相談センターまたは警察に通報するよう努めることとなっています。医療関係者がその業務を行うにあたり、けがなどを発見した場合は、被害者の意思を尊重のうえ、通報できることとなっています。

なお、被害者の身に危険が迫っているなど緊急を要する場合は、被害者の同意の有無にかかわらず警察などへの通報を行ってください。通報した人の秘密は固く守られます。

パートナーや恋人などからの暴力に悩んでいませんか。

一人で悩まず近くの相談窓口相談を。

相談先

DV 相談ナビ

☎ # 8 0 0 8

警察相談専用電話

☎ # 9 1 1 0

DV相談^{プラス}

電話相談＝☎ 〈0120〉 279 - 889

(24時間受け付け)

チャット相談＝正午～午後10時

プラス相談箱＝正午～午後10時受け付け



△プラス相談箱



△チャット相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センター

☎ # 8 8 9 1

性犯罪被害相談電話（警察）

☎ # 8 1 0 3

福岡県あすばる相談ホットライン

☎ 〈092〉 584 - 1266

火～日曜日と祝日の月曜日・午前9時～午後4時30分、
金曜日（祝日を除く）は夜間（午後6時～8時30分）
も実施

※8月13日～15日、年末年始を除く

配偶者暴力相談支援センター

☎ 201 - 2820

月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分

※祝日、年末年始を除く

福岡県配偶者からの暴力相談電話

☎ 〈092〉 663 - 8724

月～金曜日・午後5時～午前0時

土日祝日・午前9時～午前0時

※年末年始を除く

性暴力被害者支援センター・ふくおか

☎ 〈092〉 409 - 8100

※24時間 年中無休



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

毎年11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための周知を行っています。

オレンジリボンは、児童虐待防止運動のシンボルマークです。

■児童虐待とは

●身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、逆さづりにする、やけどを負わせる、など



●性的虐待

性的関係を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など



●ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、家に閉じ込める、重い病気になっても病院に連れて行かない、など



●心理的虐待

大声や言葉による脅かし、無視、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、など



■虐待かもと思ったら いちはやく ☎電話番号=【189】へ連絡をお願いします

〈児童相談所虐待対応ダイヤル〉全国共通・通話料無料・24時間受け付け

- 通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。
- 結果として虐待でなかったとしても、通告・相談をした人が責められることはありません。

●こどもの生命にかかわるとき、緊急性が高いときは110番へ

■こども家庭センターに相談を

こどものことや職場・家庭のトラブルからくるストレスや不安がもととなり、こどもを必要以上に叱ったり、たたいてしまうことがあります。まずは、その心の苦しさを理解してくれる人に話すことが大切です。一人で抱え込むのではなく、少しでも困っていることがあればこども家庭センターに相談してください。

■大人はみんな「こどもの権利」を守らなければなりません

こどもは、「一個の独立した人格を持った存在」として尊重される存在です。また、こどもは心や体が発達し、成長する途中であるため、特別な保護や支援が必要になります。こどもの権利は次のとおりです。

●生きる権利

食べ物や着る物に困らず健康に育てられる、命を守ってもらえる

●育つ権利

いっぱい遊んだり、勉強したりして、自分の力をのばす

●守られる権利

あらゆる暴力や、ひどいことから守られる

●参加する権利

自分の意見や気持ちを自由に言う、話を聞いてもらえる

■こどもの皆さんへ

たとえ親であっても、こどもの権利を侵害する行為は許されません。一人で抱え込まずに、まずは周りの信頼できる大人に相談しましょう。両親や先生、友だちに相談しにくい、言いにくいと思うときは、こども家庭センターに相談してください。

▷問い合わせ こども家庭センター ☎223-3577

